



平成 19 年 6 月 4 日

各 位

会社名 株式会社学習研究社
代表者名 代表取締役社長 遠藤洋一郎
コード番号 9470・東証第 1 部
問い合わせ先 取締役経理部担当 中森 知
T E L 03-3726-8111

大規模買付ルール（買収防衛策）の改正および継続に関するお知らせ

当社は、大規模買付ルール（買収防衛策）の改正および継続について、平成 19 年 6 月 4 日に開催の取締役会において、以下のとおり決定しましたので、お知らせします。本ルールの改正および継続につきましては、当社社外監査役 3 名を含む特別委員全員から同意を得ております。なお、現在、当社が買収提案を受けている事実はございません。

1. 大規模買付ルール改正の理由

近時、わが国資本市場において、株主、投資家等に対する十分な情報開示がなされることなく、大規模な株式の買付けがなされ、結果として対象会社の企業価値および株主共同の利益を損なう可能性が十分生じ得る状況となっております。

当社取締役会は、当社に対し買収提案が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、その時点における株主の皆様に委ねられるべきで、そのような場合、株主の皆様が必要な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断を行えるようにすることが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保に必要であると考えます。

当社は、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 60 回定時株主総会においてご承認頂いた大規模買付ルールを既に導入しております。現在の大規模買付ルールは、株主の皆様が必要な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断を行えるようにすることには資するものと考えますが、株主の皆様が買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断を行う機会の確保という点において十分ではないと考えております。

そこで、現在の大規模買付ルールを改正し、株主の皆様による最終的な判断の機会を確保すべく平成 19 年 6 月 26 日開催予定の第 61 回定時株主総会



において別紙のとおり大規模買付ルールの改正をお諮りすることいたしました（ご参考のために改正後の大規模買付ルールについてのフローチャートを次々頁に記載しております。）。

本ルールは、当社取締役会が代替案を含め買収提案者の提案を検討するためには必要な情報と相当の期間を確保することで、株主の皆様が当該提案に関し、適切な判断を行えるようにし、またその機会を確保すること、加えて、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損することとなる株式等の大量買付けを阻止することを目的としております。

なお、本ルールの改正に際しては、前記のほか、証券取引法改正に伴い、手続上の日数を実日数ベースから、営業日ベースに変更する等の所要の変更をしております。詳しくは、大規模買付ルール本文をご参照ください。

2. 改正後の大規模買付ルールの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本ルールは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しております。

(2) 株主意思を重視するものであること

本ルールの改正につきましては、平成 19 年度定時株主総会（平成 19 年 6 月 26 日開催予定）において、株主の皆様のご信任を得ることを条件としております。そして、その有効期間は、2 年とし、平成 21 年度の定時株主総会以降 2 年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとしております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示することとされており、本ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本ルールは、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定しており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。



(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

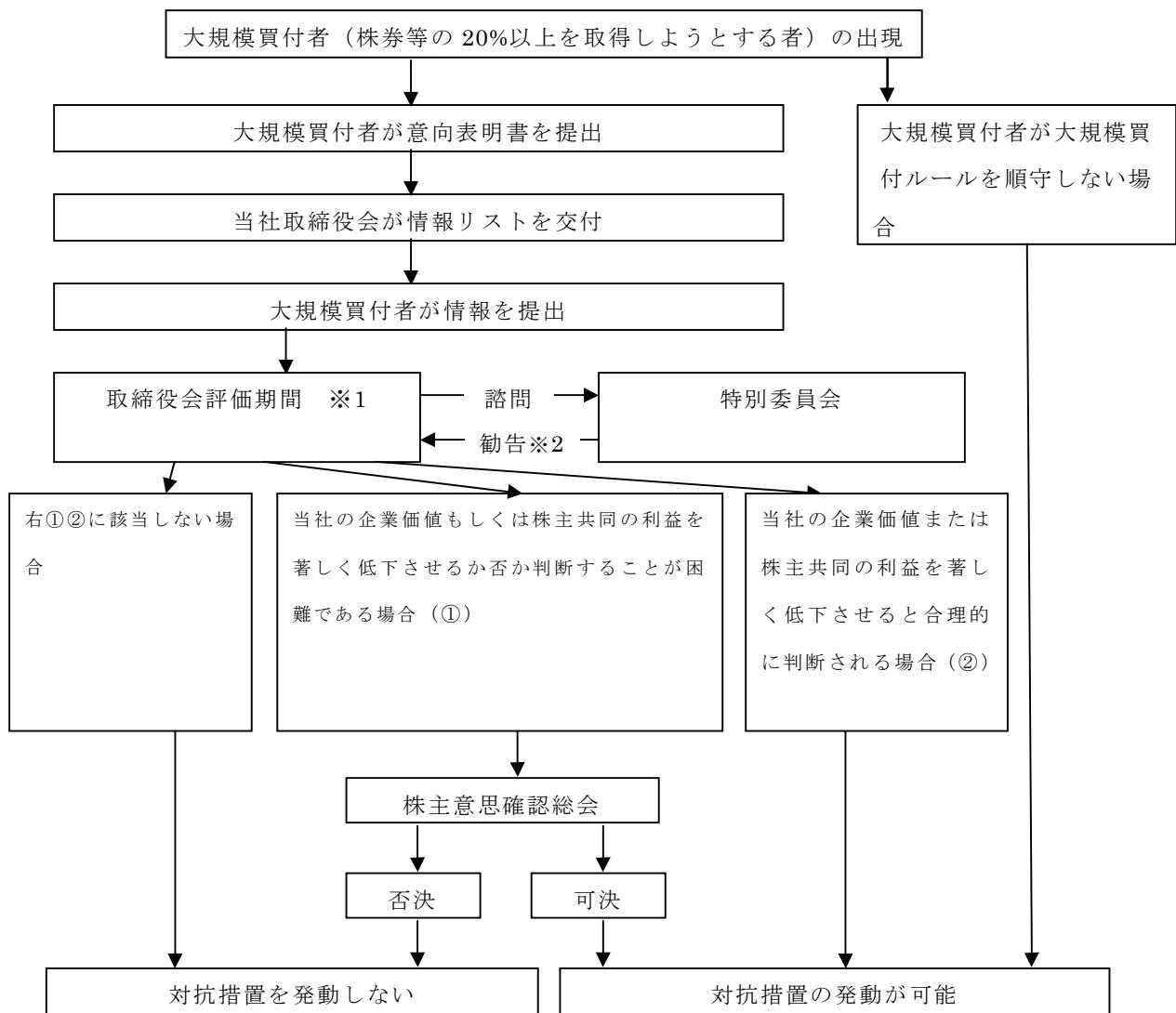
本ルールは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役の解任要件を加重しておりませんので、本ルールはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

3. 大規模買付ルールの改正および継続の手続

本ルールの改正は、平成 19 年 6 月 26 日開催予定の第 61 回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ることを条件とします。そして、その有効期間は、2 年とし、平成 21 年度の定時株主総会以降 2 年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとしております。

【大規模買付ルールについてのフローチャート】

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的に、参考として作成しております。大規模買付ルールの詳細については、大規模買付ルール本文をご参照ください。



※1 取締役会評価期間は、60営業日としますが、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、30営業日を上限として延長します。

※2 特別委員会は、すべての案件について諮問を受け、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否かおよび発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否かまたは株主意思確認総会の招集に関して決議を行います。

別 紙

大規模買付ルール（買収防衛策）

株式会社学習研究社

2006年3月20日導入
2007年6月26日改正（予定）



1. 大規模買付ルールの目的

当社は、当社に対して買収提案が行われた場合に、当該買収提案を受け入れるか否かは、最終的には各株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社は、創業以来「教育」を基軸とする雑誌・書籍を原点にエンターテインメントや趣味・教養分野など、ライフスタイルの変化に対応した多岐にわたる出版事業を中心に、幼稚園・学校向け教材の製作・販売、学研教室をはじめとする教室事業、先端メディアに対応したコンテンツのデジタル化などに取り組んでまいりました結果、当社の経営に関しましては、多くのノウハウ・経験・知識・情報および多数の顧客ならびに取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解なくしては、企業価値の正確な把握、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値の把握、当該買収提案がもたらす企業価値への影響等の把握等が容易でない場合があります。

そこで、株主の皆様に最終的なご判断をいただく前提として、買収者に対して当該買収提案に関する一定の情報提供を求め、買収者から得られた情報および前記のようなノウハウ、経験、ステークホルダーとの関係などを前提とした当社取締役会の判断・意見を株主の皆様に提供することも、当社取締役としての務めであると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、当社に対する買収行為が、前記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主全体の利益に合致すると考え、以下のような内容の事前の情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとしました。

この大規模買付ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、この大規模買付ルールは適用されます。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付ルールの対象

大規模買付ルールの対象となる者は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為（いずれについても当社取締役会が同意したものとし、また



市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)を行おうとする者です。

(2) 情報提供

まず、当社取締役会が必要と判断した場合、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「本情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は以下のとおりです（ただし、下記項目に限られるものではありません。）。

- ① 大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的および内容
- ③ 当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ④ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策等
- ⑤ 大規模買付者およびそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要

本情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、外国法人の場合は設立準拠法および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本情報は、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。



(3) 情報の検討および意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了した後、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として、60 営業日（ただし、当社取締役会は、対価の相当性や買付け提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、この期間を、30 営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）をいただきます。当社が、取締役会評価期間を 60 営業日と定めているのは、当社の営む事業が、ライフスタイルの変化に対応した多岐にわたる出版事業、幼稚園・学校向け教材の製作・販売、学研教室をはじめとする教室事業、先端メディアに対応したコンテンツのデジタル化など多くのノウハウ・経験・知識・情報および多数の顧客ならびに取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠な事業であること等から、大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、提供された本情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

この際の、取締役会の意見としては、①対抗措置の発動を行う、②対抗措置の発動を行わない、③株主意思の確認のための総会を招集する、のいずれかになります。すなわち、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合の対抗措置発動の要件については、後記 3.(2)に記載のとおり、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合ですが、そのように取締役会が判断した場合には、取締役会は、①対抗措置発動の意思決定をします。これに対し、取締役会として、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合に、③株主意思の確認のための総会招集の決定をします。そして以上のいずれにも該当しない場合に、②対抗措置の発動を行わないとの決定をいたします。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告（後記 4.）を最大限尊重して決議を行い、公表します。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 株主意思の確認のための総会



当社取締役会は、株主意思の確認のための総会を招集する旨の決定をした場合には、具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための総会を招集して、当該具体的対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該総会において議案を付議します。）。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重して決議を行います。

(5) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、株主意思の確認のための総会において対抗措置の発動の要否に関する議案が付議される場合には、当該総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後（取締役会が株主意思の確認のための総会を招集しない場合には、取締役会のその旨の公表後）にのみ開始することができるものとします。

(6) 企業価値を低下させる買収に該当しないと判断した場合

当社取締役会は、前記(3)の評価・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させる買収には該当しないと判断した場合は、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し公表します。

3. 大規模買付行為への対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律（対抗措置時の施行後法令を含みます。）および当社定款が認めるもの行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いたします。

なお、株主割当により新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当



社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。当該対抗措置により、大規模買付者はその持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」）という不利益を受けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることはいたしません。

もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合、たとえば、①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売り抜けを目的としていると判断される場合、⑤強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、⑥いわゆる反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為、⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑧当社取締役会の経営方針および事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および当社株主の皆様の利益を守るために、対抗措置を発動することがあります。



また、取締役会として、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させる否か判断することが困難である場合には、株主意思の確認のための総会招集の決定をし、株主意思の確認のための総会において、対抗措置の発動が株主の皆様にご承認いただいた場合にも、株主の皆様の意思に基づき対抗措置が発動されることとなります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

前記(1)または(2)において、大規模買付行為に対して、当社取締役会または株主意思確認総会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為の変更または代替案の提示があった場合は、その内容が大規模買付ルールを順守しているのか、当社の企業価値または当社株主全体の利益を損なうか否かについて十分に検討した結果、対抗措置の発動が適切でないと判断したときは、対抗措置の発動により生ずる株主の皆様の権利の確定前であり、かつ株主の皆様の利益を損なわない場合に限り、当社取締役会は、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

4. 特別委員会への諮問手続

当社取締役会は、大規模買付者から本情報が提供された場合、速やかに取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に本情報を上程し、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを諮問します。

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を開示したうえで、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否かまたは株主意思確認総会の招集に関して決議を行います。なお、当社取締役会が委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、前記 2. (3)に定める取締役会評価期間に含まれます。

なお、現在の特別委員会の委員の略歴は添付資料のとおりです。

5. 株主・投資者に与える影響等



(1) 大規模買付ルールが株主・投資者に与える影響等

本ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

なお、前記 3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なります。当社としても、十分な情報開示に努めますが、当社株主および投資者の皆様におかれましても、当社の情報開示ならびに大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資者に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大規模買付ルールに反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定または変更もしくは停止した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。

新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に關しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。なお、この新株予約権を取得した株主の皆様においてもその権利を行使しなかった場合は、他の株主の皆様が極めて安価に当社株式の発行を受けることにより、結果的に希釈化の不利益を受けることがあります。



6. 大規模買付ルールの見直し

本ルールの改正は、平成 19 年 6 月 26 日開催予定の第 61 回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ることを条件とします。そして、その有効期間は、2 年とし、平成 21 年度の定時株主総会以降 2 年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとします。

なお、本ルールは、当社取締役会決議により廃止することができるものとし、当社取締役会は、企業価値・株主価値向上の観点から、会社法その他企業防衛に関する法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて本ルールを変更もしくは廃止し、または新たな対応策等を導入することがありますが、その場合には、改めて株主の皆様のご信任を得ることとします（ただし、軽微な変更の場合を除きます。）。

7. 附則

下記の注 1 乃至 3 における「金融商品取引法」の文言は、金融商品取引法が施行されるまでは「証券取引法」に読み替えます。なお、本附則は、金融商品取引法の施行により、削除されるものとします。

注 1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものと含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注 2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共



同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。) または(ii) 特定株主グループが当社の株券等 (同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。) の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合 (同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等保有割合をいいます。) の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数 (同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。) および発行済株式の総数 (同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。) は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注 3 : 株券等とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

以 上



添付資料 特別委員会の概要等

1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保および企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員 3名以上により構成されます。

- ① 現に当社または当社のグループ会社の取締役（社外取締役を除きます。）、監査役（社外監査役を除きます。）、または従業員でなく、かつ、過去においてそれらになったことがない者
- ② ①に該当する近親の親族を有しない者
- ③ 企業経営についての相当の経験、専門的知識・資格、または相当の識見を有する者

2. 現在の委員の略歴

(1) 社外監査役 3名

○関根栄郷 昭和 33 年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）（現任）
昭和 50 年 10 月 学校法人芝浦工業大学理事
昭和 62 年 4 月 株式会社筑摩書房代表取締役社長
平成 9 年 6 月 当社監査役（現任）

○今泉正隆 昭和 49 年 8 月 防衛庁人事教育局長
昭和 53 年 6 月 警察庁警務局長
昭和 55 年 2 月 警視総監
平成 7 年 6 月 財団法人全日本交通安全協会理事長
平成 12 年 6 月 当社監査役（現任）
平成 16 年 7 月 財団法人警察協会会长（現任）

○川崎隆司 昭和 44 年 7 月 株式会社三和銀行入行
昭和 48 年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）（現任）
平成 17 年 6 月 当社監査役（現任）



(2) 弁護士 1 名

○稻葉威雄 昭和 37 年 4 月 東京地裁判事補
昭和 47 年 4 月 法務省民事局付検事
昭和 60 年 1 月 法務大臣官房審議官
平成 1 年 4 月 東京地裁部総括
平成 7 年 6 月 東京高裁部総括
平成 12 年 8 月 広島高裁長官
平成 15 年 5 月 弁護士登録（第一東京弁護士会）（現任）
平成 16 年 4 月 早稲田大学大学院法務研究科教授（現任）

(3) 公認会計士 1 名

○山田徳昭 平成 2 年 4 月 中央監査法人入所（現・みすず監査法人）
平成 5 年 3 月 公認会計士登録
平成 9 年 7 月 公認会計士山田徳昭事務所設立
平成 15 年 1 月 クリフィックス税理士法人設立、代表社員に
就任（現任）



〈ご参考〉当社株式の状況（平成 19 年 3 月 31 日現在）

1. 発行可能株式総数	399,164,000 株
2. 発行済株式の総数	105,958,085 株
3. 株 主 数	8,800 名
4. 大 株 主 (上位 10 名)	

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
財団法人古岡奨学会	13,888 千株	13.13%
セーフ・ハーバー・マスター・ファンデルヘルピー	5,827	5.50
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	5,112	4.83
株式会社インデックス	5,000	4.72
バンクオブニューヨークジーシーエムクリアントアカウンツイーアイスジー	4,960	4.68
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,703	4.44
学研取引先持株会	3,495	3.30
株式会社三井住友銀行	3,000	2.83
メロンバンクトリー・ティークライアント・オムニバス	2,982	2.81
ユービーエスセキュリティーズエルエルシーカスタマー・セグリティ・アカウント	2,785	2.63

(注) 出資比率は自己株式(186,461 株)を控除して計算しております。

5. 5%以上の大量保有者(平成 19 年 5 月 8 日現在)

- (1) 財団法人古岡奨学会は、平成 8 年 2 月 9 日付で当社普通株式 13,888,277 株(保有比率 13.11%)を保有する旨の大量保有報告書を提出しております。
- (2) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは、平成 18 年 8 月 15 日付で当社普通株式 6,854,000 株(保有比率 6.47%)を保有する旨の大量保有報告書(変更)を提出しております。
- (3) ゴールドマン・サックス証券株式会社その他 3 社は、平成 19 年 5 月 8 日付で当社普通株式 7,354,000 株(保有比率 6.94%)を保有する旨の大量保有報告書を提出しております。
- (4) セーフ・ハーバー・マスター・ファンデルヘルピーは、平成 18 年 12 月 25 日付で当社普通株式 7,648,000 株(保有比率 7.22%)を保有する旨の大量保有報告書(変更)を提出しております。
- (5) マッケンジー・ファイナンシャル・コーポレーションその他 2 社は、平成 19 年 3 月 20 日付で当社普通株式 7,554,000 株(保有比率 7.13%)を保有する旨の大量保有報告書(変更)を提出しております。

(注) 大量保有報告書の保有株式数は、名義書換未了分を含む場合は、前記 4. 大株主に記載の株主名簿上の持株数とは一致いたしません。



6. 所有者別株式分布状況（株式数比率）（平成 19 年 3 月 31 日現在）

①金融機関	19.18%
②一般個人	24.00%
③その他法人	27.83%
④外国人・外国法人	27.98%
⑤自己株式	0.18%
⑥証券会社	0.83%